

**介護老人保健施設 夢の樹の郷**  
**短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 運営規程**

(施設の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団敬寿会 介護老人保健施設 夢の樹の郷（以下「当施設」という）が行う短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士または作業療法士、看護・介護職員が要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な運営を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 当施設は利用者が要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）となつた場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学管理下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減が図れるよう援助を行う。

2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等の緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
4. 当施設では、利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供に係わること以外での利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
5. 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称：介護老人保健施設 夢の樹の郷

所在地：静岡県駿東郡清水町玉川183番地の1

(従業者の職務内容、員数)

第4条 当施設の従業者の職種、員数、職務内容は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。（介護老人保健施設従業員を含む）

職種	員数	職務内容
管理者	1	施設運営の管理
医師	1以上	医学的評価、日常診療、健康管理、医療機関との連携
理学（作業）療法士	2以上	リハビリテーション、家族への指導
看護師	10以上	看護業務、保健衛生

介護職員	25 以上	介護業務
介護支援専門員	1 以上	施設サービス計画の作成、家族・関連機関との連絡調整、相談
支援相談員	1 以上	支援相談、家族・関連機関との連絡調整
管理栄養士	1	献立の作成、栄養管理、食事に関する相談・指導
薬剤師	1	医薬品の管理
事務員	2 以上	保険請求、庶務等の一般事務
調理員	外部委託	調理
その他	3 以上	車両運行、管財業務、事務当直

(利用定員)

第5条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、当施設の入所定員数 100 名から利用日の実入所者数を差し引いた数とする。

2. 当施設は、地震や感染症蔓延等の非常災害、その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

(サービス内容)

第6条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らし、適切な医療及び医学的管理の下における看護、日常生活上の世話、栄養ケア・マネジメント等による栄養管理や口腔衛生の管理を行う。

(利用料等の受領)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、その利用者の「負担割合証」に記載された割合に応じた金額の支払いを受けるものとする。

2. 当施設は、その他費用として療養室の提供に係る費用（「居住費」）、食事の提供に係る費用（「食費」）、日常生活に係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払いを受けることができる。  
尚、「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額に従い徴収する。
3. その他費用の受領にあたっては、事前に文書を交付して説明をし、文書にて利用者又はその家族により同意を得るものとする。

(通常の送迎実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、以下のとおりとする。

清水町、長泉町、三島市及び沼津市

(施設利用に当たっての禁則事項)

第9条 当施設の利用に当たっての禁則事項は、以下のとおりとする。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を

侵すこと。

- (2) 喧嘩もしくは口論、または楽器などの音を大きくして静穏を乱すなど他利用者への迷惑行為。
- (3) 故意に施設の備品もしくは物品を紛失、破壊、施設外に持ち出すこと。
- (4) 金銭または物品によって、賭事をすること。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載する。

2. 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
※うち1回は夜間を想定した訓練を行う
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) 当施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### (業務継続計画の策定)

第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2. 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3. 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (事故防止と事故発生の対応)

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2. 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3. 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び当職員に対する定期的な研修を実施する。
- 4. 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (衛生管理)

第16条 利用者の使用する施設の設備、食器、飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2. 感染症が発生又は、まん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
3. 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
  4. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(職員の服務規律)

第17条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。尚、就業に関する事項については、別に定める医療法人社団敬寿会の就業規則に従う。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 当施設職員は、利用者の処遇向上のための研修などにおいて職務遂行能力の水準維持、向上に努めなければならない。

2. 当施設は、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 当施設職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 当施設は当施設職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3. 当施設は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得ておかなければならぬ。

(苦情処理)

第21条 当施設は、利用者からの相談または苦情に対する窓口を設置する。

2. 支援相談員を担当とし、管理者への報告、苦情に対する早期の改善、是正措置を講ずる配慮を行う。
3. 苦情があった場合は、苦情の内容を確認し、苦情の内容を責任者へ報告する。

4. 管理者は、担当者及び他の職員を加え、苦情処理に向けた検討会議を行う。
5. 会議の結果を基に、管理者は具体的な対応策を指示する。

(その他運営に関する事項)

第22条 運営規程の概要、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

2. 当施設は、適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

この規程は 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 22 年 11 月 1 日改定

平成 29 年 11 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定